

## 様式第3号（第12条）

## 会議録

会議の名称	令和元年度 第2回社会教育委員会議
開催日時	午後7時00分から 令和元年11月13日（水） 午後9時00分まで
開催場所	中央公民館201研修室
出席委員（者）氏名	新井一弘、高田明充、峯健二、西澤利子、倉本則子、吉澤力、中山宏司、能登克巳、佐々木絹子、西田忠男、浅見洋子、酒井淳一、中島眞由美、郭育子 計14名
欠席委員（者）氏名	鈴木博 計 1名
担当課職員職氏名	生涯学習課 課長：宗像浩、補佐：程田浩司、主任：岡庭直樹 中央公民館 館長：佐々木清匡、係長：森田武 計 5名
会議の次第 及び会議の 公開又は非公開の別	議事 (1)令和2年度社会教育関係団体への補助金交付について (2)成人式の在り方について (3)社会教育施設等の利用許可状況 【全て公開】
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	
傍聴者の数	0名
会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 令和2年度社会教育関係団体への補助金交付について</li> <li>・資料2 成人式の在り方について</li> <li>・資料2-1 成人式について</li> <li>・資料2-2 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議（法務省）-文科省資料-</li> <li>・資料2-3 令和2年成人者アンケート結果</li> <li>・資料2-4 朝日新聞抜粋「成人式は18歳か20歳か 呉服業界がこだわる理由とは」</li> <li>・資料2-5 成年年齢引下げに関連する国会における主な質疑（要約）</li> <li>・資料2-6 政府広報オンライン「18歳から“大人”に！成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと。」</li> <li>・資料3 社会教育施設等の利用許可状況</li> <li>・当日資料 成人式の在り方について《ご意見要旨》</li> <li>・当日資料 社会教育法第23条第1項の解釈の周知について</li> </ul>

会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	・西田委員、倉本委員
その他の必要事項	



	<p>からである。また、仮に18歳で成人式を行うと、せっかくのお祝いの席でお酒を飲むことがまだできないため、儀式として寂しいと感じてしまうのも理由の一つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳がよいと思う。</li> <li>・この委員会での意見、および資料のデータを見ても、大半の人が20歳での成人式挙行を望んでいるので、今の段階では私も20歳でよいと思う。ただし、今後民法が改正して18歳が成人になり、それが10年経過したときには世の中の考え方も変わっている可能性はあるかもしれない。</li> <li>・これまでの資料、および本日の委員の意見から鑑みても20歳で答申をしていくということでおよろしいか。</li> </ul>
委員 委員	<p>全委員 了承</p>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほどの意見にもあったが、何年か経過して必ずこの議題は再度持ち上がってくるであろう。その際は、その時の社会教育委員等に審議を委ねたいと思う。</li> </ul> <p>続いて成人式を行う会場について検討をしたい。資料からすると、令和4年は805名の参加が見込まれる。過去10年間の参加率平均が67.3%であるのでこれを算出すると何名ぐらいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・500名の後半。仮に中央公民館で挙行するとなると、館内全館は使用できるため、物理的には収容可能である。ただし、本会場のホール内には入れない人が出てくるのは避けられないと言える。</li> <li>・抽選で分けることもあるか。</li> <li>・現在すでに、予約受付の先着順により会場を分けている。先着500名まではホール内、それ以降の受付は101・102研修室を案内している。保護者は入れる限りご案内はするが、当日の入場者数次第ではお断りすることもある。</li> </ul> <p>中央公民館以外での挙行を検討するとなると、以前、総合体育館でも成人式を行っていた年もあるが、体育館は非常に寒いのと、立地的に公共の交通機関が少ないというデメリットがある。後は中学校区で分ける方法もあるが、やはり一長一短であるため、そのあたりについてご意見を伺いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも会場を決めるにあたり、どこまでの権限を当事者である新成人に任せのかというのを先に位置付けるべきだと思う。会場を決めるのもその年の実行委員がどのように運営したいのかに起因すると思われる所以、我々が会場を決める必要性はないのではないか。</li> <li>・決定権は実行委員会と吉川市と教育委員会の三者になるが、実質的には実行委員会で決定をする。しかしながら、教育委員会がある程度方向性の選択肢を新成人に示す必要はある。本日の委員会では、委員の皆様に会場について忌憚なき意見を伺い、それを答申に反映させるため、本日の委員会で会場を決定する必要はない。</li> <li>・質問だが、過去の成人式で保護者が付き添いで来る方はどのくらいいるか。</li> <li>・受付で保護者の人数はカウントしないため、おおよそではあるが、</li> </ul>
事務局	
委員 事務局	
委員	
事務局	
委員	
事務局	

委員	20～30人程度になる。 ・私の娘の成人式では保護者は送迎のみだけで、入場はできなかつた。できれば、娘の晴れ姿を見ていたかった。話は戻るが、大学の入学式などでも両親が出席することは多いので、仮に成人式を18歳で挙行するとなると、保護者の出席率が多くなると予想される。
委員	・毎年、成人式の後、芳川神社にお参りをして写真を撮る家族を何組か見かける。
委員	・資料に平成12～14年の成人式は総合体育館で行ったとあるが、その次の年以降、総合体育館を会場として選ばなくなつた理由を教えてほしい。
事務局	・定かではない。
委員	・新成人が一つの場所で集まるということは、久々に友人に直接会えるということで様々な思い出を引き起こしてくれると思っているし、そういう意味で一つの場所で行なうことが個人的にはよいと考えている。総合体育館でなくとも、今後一つの会場で成人式を行ってほしい。
委員 事務局	・成人式に係る予算はどれくらいか。 ・実行委員会に約12万円。その中に記念品や人権啓発品（エコバッグ等）の料金が含まれている。その金額とは別に、モニタールーム開設の業者への委託料が約30万などで、合計すると概ね50万になる。
委員 事務局	・実行委員になるのは希望制なのか。 ・公募で集めている。集まらない時は各中学校から生徒会経験者を中心に行き学校から推薦してもらっている。例年、20人前後で構成されている。
委員	・今の話からすると、実行委員は成績優秀者から構成されていると思われる。例えば発想を変えて、当時手に負えなかつた素行のよくなかつた人を入れてもいいのではないか。個人的にそういう人は統率力のある人が多いと思っているので、実行委員に参加させることで、今までとは違った形の成人式を作り上げることができるのでないかと思う。
委員	・成人式を臨む年頃の子たちは少し斜に構えることが多いので、実行委員会を進めるにあたり、行政の負担が相当生じていると思う。行政側は実行委員の様々な意見を吸い上げることは必要だと思うが、実行委員だけに任せるとなると面倒くさがってしまう子も少なからずいるので、難しいのではないか。やはりある程度行政側がサポートしていかないと成り立たない。
委員	・実行委員の中にも意見の相違があり、途中で実行委員を辞めてしまう子もいると話によく聞く。年度によって様々なカラーがあるので、基本的には我々大人がある程度の土台を用意しておいて、後は実行委員に任せればいいと思う。
委員長	・先ほど委員からも話があったが、実行委員会組織がきちんと整つていれば、会場模索に関しては実行委員に託していいかと私も思う。実際、今吉川にある公共の施設でしか開催できないわけで、その中で需要と供給のバランスが取れることができれば会場の場所は大きな問題ではないと思われる。

	<p>やや抽象的な話になるが、魅力ある大人になるべくして、成人を迎える人たちに対して、我々は成人の在り方、理念というものを示していくといけない。そのためには、国が決めた18歳が成人だからではなく、18歳で成人になったという自覚をしっかりとともつてもらいたい。そのための社会づくりをしていかないといけないのも我々大人の務めだと考えている。こういった理念について、この場で何かあれば意見を伺いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人式というネーミングだが、公募でも構わないが、もっと柔らかいネーミングにしてみてはどうか。今までとは違うというとこからスタートしてみてはどうか。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人になったときのメリットが明確であればよいと思う。例えば、今は20歳にならないとクレジットカードは作れないし、車を購入するときの契約も未成年という扱いでできない。今後、民法改正されればそれが可能となる。そういう物理的なメリットだけでなく、もっと内面的なメリットが子どもたちにあれば、成人式を行うことに対して子どもたちの気概が上がるのではないだろうか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形式を変えていかざるを得ないのかと思う。例えば、成人になったら吉川市の未来、まちづくりについて提案ができるようになると。自分たちが中心となって社会を作っていくという自覚を持てるようになると、なお一層良い。そのためには今の日本の制度含め、大きな変革が必要になるであろう。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳になった時点で、市やまちづくりについて考えていく。一筋縄ではいきたいだろうが、若い人に対して、市に対する意識を提供するというのは非常に良い考えだ。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今、小学校においては、授業の日数が足らないといわれるにも関わらず、次々に文科省のほうから新たなカリキュラムが言い渡されている。時間が不足する中、大人になるためのステップアップが果たして小学生からできるかといったら困難を極めると思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人づくりが大切だと思う。キッズタウンという子どもが街をつくる体験イベントを行っている。子どもたちだけで構成されている街で、その中で犯罪が起こったり、また、経済循環などを知ったりと遊びの中で子どもたちは模擬社会を経験できる場所である。今は中学生や高校生も少しずつではあるがその実行委員に残り始めてきており、そういうイベントを催すことに慣れた子たちが、成人式のような大きな行事の企画ができるようになれるであろうと考える。学びの積み重ねが大事だと考えており、成人式を準備もなく実行委員に企画させるのは難しいと思う。</li> </ul> <p>以前は1年生の入学お祝いをするために、6年生までの全ての上級生が創意工夫して出迎えるイベントがあったが、カリキュラムの変化に伴い、現在はなくなってしまった。結局、子どもたちに企画をする力がなくなってしまっている。学校でイベントを行えないのであれば、地域の人たちで補うしかないと私は考える。子どもたちが街を意識するようなイベントを市を挙げて応援をしてほしい。子どものころから体験させる環境があるとよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には理念や人づくりといったものは、今日始めてすぐに構築されるものではないので難しいとは思っている。しかし、成人にな</li> </ul>
委員長	

	<p>る子が、子どものころからキッズタウンのような取り組みを通して成長してくれれば非常に良い街になるだろう。そのための環境づくりが必要になってくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>選挙に関しても、18歳から投票できるようになったが、突然18歳になって投票権を与えられてもうまくいかない。自分の投票する1票がどれだけ大きな影響があるものなのか18歳になる前から教育課程の中できちんと教えることが大切だと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>大人としての責任を持たせるために、実行委員会次第によっては成人式を挙行できない年があってもよいのではないか。自分達が責任をもって取り組むことが重要であって、それができないのであれば、成人式ができる年があってもよいと思う。それも一つの大人としての気づきになると思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>もう成人なのでやれることをやってもらえばよい。それで失敗したとしてそれはそれで結構ではないか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>キーワードは社会参画。その具体的な形の一つとして成人式実行委員会がある。理想としては自分たちで成人式をつくりあげていってもらいたい。ただ、子どもたち側にも制約があることも我々は意識しないといけない。例えば、実行委員会で方針を決めていくにしても、果たしてどれだけの回数の実行委員会ができるかというとそう多くはないと思う。そう考えると、大人側が会場や時期、プログラムの選択肢などはある程度示さないと厳しいのも現状だと感じている。理想は理想として念頭に置き、現状も踏まえたうえで進めていくべきだと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的にはその年の成人式実行委員会に任せる方式でよいと思う。後は、実行委員会の中でまとめられるよう、大人がサポートすればよい。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な意見がでたと思うが、これらの意見が参考になればよいと思う。時間の都合もあるため、次の議題に移る。</li> </ul>
	<p>(3) 社会教育施設等の利用許可状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より説明を求める。</li> <li>資料3に基づき、説明。</li> <li>資料にある中央公民館には他の地区公民館も含まれているか。</li> <li>団体利用に関しては平沼地区公民館、美南地区公民館、東部地区公民館も中央公民館と同じ条件である。個人利用に関しては中央公民館のみの条件となる。また、団体登録について5人以上（根拠なし）とあるが、この5人というのは内部規定において教育長決裁により定めてあるのだが、団体が5人という数字の根拠は不明である。参考までに埼葛地区の公民館9施設において団体人数を5人以上と規定しているのは吉川市含めて4施設になる。残りは2人以上が4施設、4人以上が1施設。団体の人数の根拠は各自治体明確ではなく、かねてからその人数で規定して運用しているというのが現状である。今後、次回委員会までに詳細を提示できると思う。</li> <li>補足として本日の委員の皆様にお諮りしたいポイントを3つ申し上げる。</li> </ul>
事務局	<p>まず、1つ目は公民館は団体登録をしていないと、個人利用可能部</p>

	<p>屋以外利用できないという点である。部屋に空きがあれば、おあしす、旭地区センターは個人の方でも当日利用できるが、中央公民館に関してはそれができない。社会教育施設として個人で利用するのがいいことなのか、そうではないのかをお伺いしたい。</p> <p>2つ目は政治的な活動として利用する場合、資料にもあるが、中央公民館だけ不特定多数の人が対象の場合には利用可能であるのに対し、他2施設は逆になっている点である。調査したところ、公民館含め、各施設開館当初は会員のみの活動となっていたが、公民館のみ途中でルールを変えたという経緯があった。その際、他2施設は変えなかつたと聞いている。事務局としてはこのあたりは取り扱いが同じ方が利用する側としてはわかりやすいのではないかと思っているので、このことに関しても意見をお伺いしたい。</p> <p>3つ目は営利活動についてである。以前までは公民館においては営利活動として捉えられるような事業は一切行っていなかった。しかしながら、別紙文科省の通知にも「公民館が営利活動に関わることを全面的に禁止するものではないと。」とある。例えば、教育委員会が共催するような講演会を行ったときに、それに関連する書籍等の補助教材は販売してもよいのではないかと考えている。どのようなことが社会教育法の範囲で許されるのかについて委員の皆様の意見をお伺いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設同じ利用条件のほうが、利用する側は迷わなくていいと思う。各委員、意見があれば伺いたい。</li> <li>・社会教育法第23条第1項の解釈の周知について、文科省からの通知があった背景を知りたい。</li> <li>・この通知が平成30年12月21日付けであり、同日付で中央教育審議会の総会において「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」が公表されており、これを受けたものだと思われる。今後人口が減少していく一方、公民館は社会教育の拠点であることには変わりはないため、公民館が地域のコミュニティの拠点として地域に開かれたものであるべきだということを国が示しているものだと伺える。</li> <li>・公民館に関してはそういう規定に基づき運用しているというのはわかるが、そもそもおあしす、旭地区センターが公民館の運用の仕方と何故違うのか理由がわかられば知りたい。</li> <li>・はつきりとした理由は明確ではないのだが、社会教育法の中に公民館は団体で社会教育活動を行うという規定が示されている。しかしながら、時代は流れ、SNSが構築されている昨今、例えば某ミッショングの遂行を目的に、急遽当日集まって活動できてしまう時代になってきた。それにも関わらず、事前に登録しておかないと会議室等に空きがあっても利用できないというのは不便であると思っている。おあしす、旭地区センターは社会教育施設ではないため、公民館のそういう規定に縛られていないというのが理由であると思われる。</li> <li>・利用する側の立場から考えると利用条件に差があるのは混乱を招くだけではないかと思う。また、一つ質問があるが、公民館を利用する上での団体登録とは吉川市民に限るものなのか。</li> </ul>
委員長	
委員	
事務局	
委員	
事務局	
委員	

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成メンバーが吉川市在住、在勤、在学でなくても登録は可能である。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>70歳以上で無料利用証の登録をしている団体において、構成メンバーの中に市外の人が含まれている場合はどうか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成メンバーの中の過半数を超える人数が70歳以上であれば無料の扱いである。例えば5人の団体であれば、3人以上が吉川市在住かつ70歳以上というものが条件となる。無料利用証の取り扱いにおいては、教育委員会ではなく長寿支援課が管轄となるので相談をお願いしたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館の団体登録における審査基準について聞きたいのと、おあしす、旭地区センターで申請する際身分証の提示を求められたことはないが、このあたりの利用基準について知りたい。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館の団体登録の審査内容は、利用目的が政治的な活動か、営利目的なのか、宗教的な活動なのかをみている。仮に営利目的というのが考えられれば、公民館の利用はお断りしている。また、団体の名簿の提出をしていただいている、氏名と年齢および、住所の記載（字名まで）をお願いしている。住所に関しては、資料にあるとおり、利用料金が5市1町とそうでないことで差があるため名簿に記入していただいている。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>おあしす、旭地区センターにおいても利用料金は住所によって変わるので、基本的には利用者を信じて利用申請書の記入のみで判断していることが大半。もちろん、明らかに5市1町以外の住人だと疑われるような方には身分証の提示を求めることがあるとのこと。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての委員が各施設における申請について経験がある、もしくは詳しいかというとそうではない。次回委員会において、例えば各施設の申請書がどういうものなのか、公民館の団体登録がどういう流れなのかななど詳細の資料を提示してほしい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>最近、公民館において5～10人程度の少人数団体が増えているが、部屋の予約が困難になっている状況でもあるため、今後、今ある会議室などをさらに細分化することはできないか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>当然、少人数の団体が活動内容を超える大きな部屋を使用しているときも多々見受けられるが、各団体様々な意向があると考えられるため、少人数団体だから小さい部屋をこちらが強要するといったことは難しいと考える。例えば、体育会系の団体においては少人数であろうと、活動内容的には広いスペースが必要となる。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>現実、吉川市は人口も増えているため、様々な団体やサークルも増えてきている。公民館の部屋を利用したくても利用できないといった問題が起きているのだが、これについて何か対応策はあるか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>部屋数を増やすとなると、大規模改修しなければ現実的には難しいと思われる。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治的な利用が公民館とそれ以外の施設で違いがあるが、公民館において会員のみの活動ができないとしているのは、これは特定の政党に片寄る活動が懸念されるためか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>仰るとおり。また、市政報告会や県政報告会といった不特定多数の方に向けた内容のものを提供できるというのも理由の一つである。民主主義を成り立たせるために、公民館では住民がそういった報告</li> </ul>

事務局  委員長  委員長 事務局	<p>会に参加できる機会を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の運用を変えるにあたっては、社会教育委員のご意見をお伺いして整理していきたいと思う。市民にとって使いやすい施設の運用を検討しているため、次回委員会においてもご協力のほどお願いしたい。</li> <li>今回の委員会では議論はここまでとする。この議題に関しては次回以降も議論をするものとする。</li> </ul> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>何かあれば事務局より伺う。</li> <li>令和元年1月23日に第37回青少年健全育成大会が中央公民館ホールで開催される。お時間の許される委員の皆様は是非ご出席いただきたい。</li> </ul> <p>5 閉会（21：00） 副委員長からのあいさつ。</p> <p>以上、この会議の内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和2年1月9日</p> <p>署名委員 倉本則子</p> <p>署名委員 西田忠男</p>
----------------------------------	--